

税 務 課 長  
市 民 税 課 長 殿  
課 税 課 長  
税 制 課 長

一般社団法人 日本経営協会  
理事長 岡島 芳明

**NOMA行政管理講座開催(ご案内)**

# 法人住民税の理論と実務

＜令和2年8月27日(木)・28日(金)＞

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

本会事業活動には、平素より格別のご支援・ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、厳しい財政状況の中で住民サービスの維持向上を図るには、安定的な税収確保が極めて重要であることはいうまでもありません。しかし、地方自治体の基幹税目である住民税は社会経済の動きと密接な関係がある上に、毎年税制改正で益々複雑化しており、納税者にとって非常にわかりにくいものとなっております。

納得性の高い課税を継続的に実現していくため、自治体の担当職員には住民税の制度を正しく理解して説明責任を果たし、納税者の信頼を得ていくことがますます求められております。

本セミナーでは、法人住民税にテーマを絞り、実務経験の少ない担当者にも理解していただけるよう、実務処理に必要な基礎知識から令和2年度税制改正の内容まで、事例演習も採り入れながらわかりやすく解説いたします。

時節柄公務ご多忙の折とは存じますが、この機会に関係各位多数のご参加をお薦め申し上げます。

敬 具

記

日 時：令和2年8月27日(木) 13:00～17:00  
8月28日(金) 10:00～16:00  
(12:00から受付)

講 師：公益財団法人東京税務協会 大久保 英夫氏  
(元)東京都主税局

会 場：日本経営協会内専用教室  
(東京都渋谷区千駄ヶ谷3-11-8)

参加料：会員(1名) 29,000円 } 31,900円  
(負担金) 消費税 2,900円 }  
一般(1名) 32,000円 } 35,200円  
消費税 3,200円 }



申込方法：①FAXまたは郵送申込…裏面申込書に必要事項をご記入の上、下記へお送り下さい。  
②Web申込…本会ホームページ上の「セミナーお申込ボタン」を押し、必要事項をご入力下さい。  
・受付次第、参加券および請求書をご連絡担当者宛にお送りいたします。  
・開催3営業日前までに参加券が届かない場合は、お手数ですがご連絡下さい。  
・お申込みは開催日の3営業日前までお願いいたします。  
・本講座は、定員になり次第締め切らせていただきます。

入金方法：参加料は、請求書にもとづき銀行振込にてお納め下さい。領収書は「振込金受領書」をもってかえさせていただきますのでご了承下さい。

キャンセル：お申し込み後、キャンセルされる場合は必ず事前(3営業日前まで)にご連絡下さい。  
開催日の3営業日前～前日のキャンセルは受講料の30%、開催当日のキャンセルは100%をキャンセル料として申し受けます。  
なお、当日までに連絡なくご欠席の場合も、100%のキャンセル料となりますので、あらかじめご了承下さい。

その他：参加者が少数の場合、天災の場合などにおいては、中止・延期させていただく場合があります。

お申込み  
お問合せ先



一般社団法人 日本経営協会

(お電話でのお問合せは平日の月曜日～金曜日の9:15～17:15にお願いします)

東京本部 公務研修グループ

〒151-8538 東京都渋谷区千駄ヶ谷3-11-8

TEL(03)3403-1891(直) FAX(03)3403-1130

E-mail: tks@noma.or.jp URL http://www.noma.or.jp

▶プログラム◀

第1 地方税法総則（更正決定の期間制限）

第2 通則

- 1 法人の種類（公共法人、公益法人等、その他の法人）
- 2 非課税と減免（非課税法人、公益法人等の収益事業の取扱い、減免）
- 3 納税義務者（事務所又は事業所、寮等、法人課税信託の引受を行う個人）
- 4 事業年度

第3 均等割

- 1 税率（標準税率と制限税率、適用時期）
- 2 税率適用区分（資本金等の額・従業員数、その他）
- 3 月割計算の方法

第4 法人税割

- 1 課税標準
  - (1) 単体法人(法人税額の調整)
  - (2) 連結法人(個別帰属法人税額の計算)
- 2 税率（標準税率と制限税率、適用時期）
- 3 税額控除
 

特定寄附金税額控除、外国子会社合算税制及び  
 外国税額控除、仮装経理、租税条約に係る法人  
 税更正に伴う控除

第5 申告納付、更正・決定等

- 1 申告の種類（中間申告、確定申告、修正申告、均等割のみの申告）
  - 令和元年10.1以後開始する最初の事業年度に係る予定申告の月数計算の特例
- 2 中間納付額の還付（充当）、還付加算金の計算
- 3 2以上の市町村において事務所等を有する法人に係る課税標準の分割基準
  - (1) 事務所等の新設・廃止の取扱い
  - (2) 従業員数の計算（従業員数の判定日、算定期間中に著しい変動の取扱い）
- 4 更正の請求
- 5 更正・決定
- 6 未申告法人の調査

第6 令和2年度税制改正の主な内容（法人税割）

- 1 令和2年4月1日以後開始する事業年度から適用
  - (1) 課税標準について認定特定高度情報通信技術活用設備(5G)を取得した場合の特別控除
  - (2) 税額控除について「特定寄附金税額控除」の5年延長と拡充
- 2 令和4年4月1日以後開始する事業年度から適用
  - (1) 法人税で連結納税制度をグループ通算制度に移行へ伴う法人住民税の影響

講師紹介

公益財団法人東京税務協会 / (元) 東京都主税局 大久保英夫氏  
 昭和40年中央大学法学部卒業。同年、東京都主税局江東都税事務所に勤務。その後、主税局課税部、資産税部等及び特別区（派遣）において住民税・固定資産税等の課税事務、徴収事務を担当。平成13年東京都退職（墨田都税事務所副所長）。公益財団法人東京税務協会講師で住民税を担当し、現在も非常勤講師で住民税を担当。

特記事項

当日は「電卓」をご持参ください。

講座申込み：FAX (03) 3403-1130

60014702 「法人住民税の理論と実務」参加申込書

※NOMA記入

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

令和2年8月27日～28日

会員  一般（該当欄にレ印）

役所名		電話	( )	内線	<input type="text"/>
		FAX	( )		<ご連絡担当者>
所在地	〒				所属
フリガナ					フリガナ
参加者氏名	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ	氏名
	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ	メールアドレス
	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ	<通信欄>
	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ	

申込書にご記入いただいた情報は、以下の目的に使用させていただきます。

- ①参加券・請求書の発送および参加者名簿の作成などの事務処理 ②本会主催のセミナー、展示会、通信教育などのご案内  
 ②がご不要の場合は□にチェックしてください。—— □不要

（経験年数は、現在の部課での年数をご記入ください）